

## 学校感染症 感染症の種類と出席停止基準

<b>第一種感染症（第一類・結核以外の第二類感染症）</b>		<b>◆出席停止期間：治療するまで</b>
・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、MARS、特定鳥インフルエンザ		
・感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症		
<b>第二種感染症</b>		<b>◆出席停止の基準：感染症ごとに定められている</b>
・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日するまで	
・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
・麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
・風しん	発しんが消失するまで	
・水痘	全ての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	
・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
・新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで	
・結核	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
・髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで	
<b>第三種感染症</b>		<b>◆出席停止の基準：学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで</b>
・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
・その他の感染症：特定の疾患は定められていない	※出席停止などは発生・流行状況により判断	